

住んでいない・使っていない 空き家はありませんか？

～日光市空き家バンクの紹介～

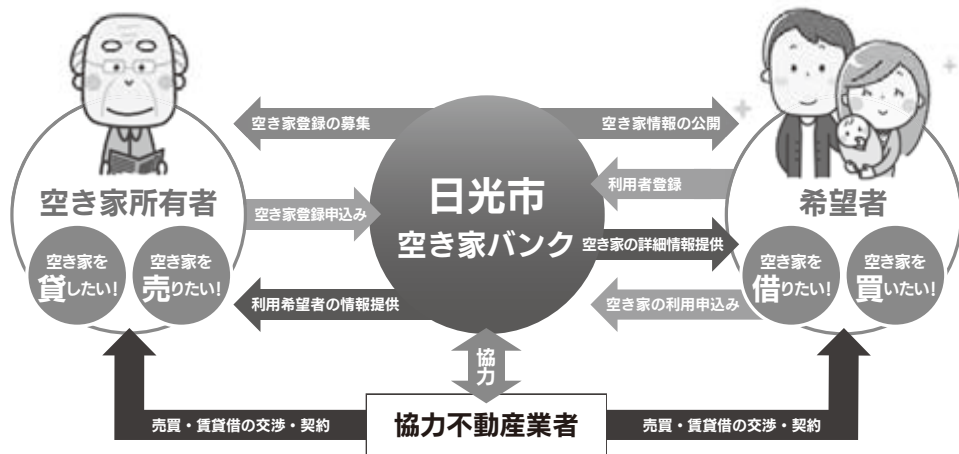
くわしくは 建築住宅課 住環境係 ☎0288-21-5164



○空き家バンクとは：

市内に所有する空き家を賃貸や売買で活用したい方から提供された情報を、ウェブサイトに掲載し、移住や二地域居住などで市内に空き家を探す方へ紹介するシステムです。

今まで成約になった物件は約60件あり、累計約220名の方が利用者登録の制度を利用し、日光市内の空き家を探しています。市内の空き家・空き店舗を一軒でも多く利用希望者に活用してもらおうことで、地域を元気にしていきたいませんか？



「日光市空き家バンク」の流れ

○物件を登録するには：

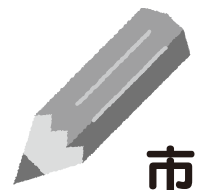
- ① 空き家バンク物件登録申込書・物件登録カードを建築住宅課へ提出してください
- ② 市が登記状況や建築確認書類を調査します
- ③ 申請時に登記簿の登録が済んでいることが条件です
- ④ 所有者と市職員立ち会いのもと、不動産事業者が現地調査(物件調査)を行います
- ※調査や登録は無料です
- ※調査結果によっては、登録できないこともあります
- ④ 希望価格や条件を設定して登録完了です
- ※物件成約時には法定の仲介手数料が発生します
- ※交渉や契約は市内の協力不動産事業者が行います

日光市 空き家バンク
The vacant room bank in Nikko

▶日光市空き家バンクホームページ
<http://www.nikko-akiyabank.jp>

▶空き家バンク
ホームページ
QRコード





市営住宅入居者へ

「収入申告書」の提出をお願いします

市営住宅に入居している方は、令和5年度の家賃を算定するため、入居者および同居親族の令和3年1月1日～12月31日の収入などの申告が必要です。

通知を送りますので、内容を確認のうえ、所定の用紙に記入し、必要書類を添付して担当窓口へ提出してください。

提出期限までに申告書の提出がない場合は、収入の確認ができないため、法律の規定により所得に関わらず、近傍同種(民間賃貸住宅並み)の家賃となります。

近傍同種の住宅家賃と市営住宅の家賃の違いは?

近傍同種(民間賃貸住宅並み)の家賃は、償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料などを基に設定されています。

一方、公営住宅の家賃は、住宅に困っている低所得者に対し安い家賃で貸す目的で設定しています。

また、国からの補助を受けて建設し管理しているため、民間の住宅家賃の半額以下程度になるように設定しています。

家賃などの期限内納付にご協力ください

家賃および駐車場使用料は毎月25日が納期限です。

納期限までに納入しない場合、督促を発送します。

なお、家賃を3カ月以上滞納すると、連帯保証人にも催告書を発送し、住宅の使用許可の取り消しや、明け渡し請求を行う場合がありますので、家賃を納められない特別な事情がある場合には、各担当窓口まで早めにご相談ください。

提出先およびくわしくは

- 建築住宅課 ☎0288(2)5164
- ①産業建設係 ☎0288(54)1114
- ②産業建設係 ☎0288(76)4107
- ③産業建設係 ☎0288(93)3117
- ④産業建設係 ☎0288(97)1133

樹木の管理は所有者の責任 道路への倒木や枝の落下に注意しましょう

くわしくは 維持管理課 維持係 ☎0288(2)5160

●樹木管理のお願い

歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、道路の上空(車道4.5m、歩道2.5m)に通行の支障となるものを設置することは禁止されています。

所有する樹木が倒れるおそれがある場合や、道路を覆ったり張り出したりしている場合は、伐採または枝払いをお願いします。

なお、私有地から道路に張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、市で剪定・伐採をすることができません。

自宅に生け垣がある方や道路沿いに山林などの土地を所有されている方は、定期的な剪定・伐採をお願いします。

●樹木所有者の責任

樹木が道路上に倒れたり枝が落ちたりして、通行人がけがまたは車が破損した場合、樹木の所有者が相手から不法行為による責任を問われることがあります(民法第717条および道路法第43条)。

●樹木管理作業時の注意事項

転落防止のため十分な安全確保を行ってください。また、作業中は通行車両や歩行者にご注意ください。電線のある箇所での作業は危険を伴うので、事前に東京電力またはN T Tに連絡をして立ち会いのもとで行ってください

◎国道・県道についてくわしくは

今市・藤原・栗山地域： ☎(53)1221

日光・足尾地域： ☎(53)1213

日光土木事務所保全第一課

◎市道についてくわしくは

今市地域： 維持管理課 ☎(2)5160

日光地域： ☎(53)1213

日光土木事務所保全第一課

◎市道についてくわしくは

今市地域： 維持管理課 ☎(2)5160

日光地域： ☎(53)1213

日光土木事務所保全第一課

◎市道についてくわしくは

今市地域： 維持管理課 ☎(2)5160

日光地域： ☎(53)1213

日光土木事務所保全第一課

◎市道についてくわしくは

今市地域： 維持管理課 ☎(2)5160

日光地域： ☎(53)1213